

河北町外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル実施要領

河北町（以下、「甲」という。）は、外国語教育及び国際理解教育等の充実を図るため、派遣業者（以下「乙」という。）に依頼して外国語指導助手（Assistant Language Teacher。以下「A L T」という。）を小中学校に派遣している。引き続き、A L Tを小中学校に派遣することで小中学校の外国語教育の充実を図るため、次のとおり必要な事項を定め、A L Tを派遣する事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施する。

1 目的

令和2年度から小学校5・6年生の外国語（英語）及び小学校3・4年生の外国語活動が全面実施されたことから、本町では「A L Tの配置」「教員を対象とした外国語の指導力向上のための研修の推進」「学校外における英会話講座」等に取り組んでいる。

A L Tを小中学校に派遣し、教員との役割分担を明確にしながら連携・協力し、外国語教育及び国際理解教育等の業務を遂行することを目的とし、この事業を実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務委託名	河北町外国語指導助手派遣業務委託
(2) 業務内容	別紙「河北町外国語指導助手派遣業務委託基本仕様書」のとおり
(3) 業務場所	別紙「河北町外国語指導助手派遣業務委託基本仕様書」のとおり
(4) 委託期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
(5) 債務負担行為額	令和8年度～令和10年度：35,086,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
(6) 関係法令等の遵守	

ア 乙は、関係法令及び個人情報の保護に関する法令、河北町財務規則、河北町財務規則の規定による業務委託契約約款等を遵守するとともに、甲の指示に従い、信義を守り、誠実に本業務を履行するものとする。

イ 乙は、本業務を履行する上で知り得た一切の情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

ウ 個人情報の取扱いについては、細心の注意を払わなければならない。

エ 本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 過去3年間（令和4年4月から令和7年3月まで）において、自治体におけるA L Tの派遣実績があること。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (3) 令和7・8年度河北町競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録があること（プロポーザル参加表明書の提出期限までに登録した者を含む）。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 河北町建設工事等請負業者指名停止要綱（平成19年告示第60号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び河北町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

4 スケジュール

項目	期日（予定）
プロポーザル実施の公告	令和7年12月11日（木）
質問受付	令和7年12月18日（木）まで
質問に対する回答	令和7年12月22日（月）
参加表明書の提出	令和7年12月26日（金）まで
参加資格確認結果通知	令和8年 1月 6日（火）
企画提案書等の提出	令和8年 1月 13日（火）まで
企画提案に対する質問（メールによる） ※町→提案業者	令和8年 1月 19日（月）
質問に対する回答書の提出（メールによる） ※提案業者→町	令和8年 1月 22日（木）まで
審査会	令和8年 1月 23日（金）
審査結果の通知及び公表	令和8年 1月 27日（火）まで
見積執行	令和8年 3月下旬
契約	令和8年 4月 1日（水）

※上記日程は変更となる場合があります。

5 参加手続き等

- (1) 実施要領等の公表
 - ① 公表日 令和7年12月11日（木）
 - ② 公表方法 河北町公式ホームページ <https://www.town.kahoku.yamagata.jp/>
 - ③ 公表資料 実施要領・基本仕様書・様式集
 - ④ 配布方法 河北町公式ホームページからダウンロードにより配布

(2) 質問の受付及び回答

- ① 提出期限 令和7年12月18日（木）午後5時まで
- ② 提出先 河北町教育委員会 学校教育課 教育総務係
E-mail : kyoiku@town.yamagata-kahoku.lg.jp
- ③ 提出書類 質問書（様式第1号）
- ④ 提出方法 電子メールにより提出すること（電話での質問には応じない）。また、審査及び評価に関する質問は受け付けない。なお、電子メール送信の際は件名に「ALTプロポ質問（事業者名）」と記載し、電子メール送信後は必ず確認の電話連絡を行うこと。
- ⑤ 回答方法 質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものを除き、全ての質問を一括して取りまとめ、事業者名を伏せた上で質問及び回答を町ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和7年12月26日（金）午後5時 必着
- ② 提出先 河北町教育委員会 学校教育課 教育総務係
- ③ 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第2号） ※代表者印を押印のうえ、提出すること。
 - イ 会社概要が記載されているパンフレット等
 - ウ 業務実績調査書（様式第3号） ※過去3年間（令和4年4月から令和7年3月まで）の他自治体への派遣実績を記載すること。（令和7年12月22日追記）
 - エ 業務実績調査書に係る契約書の写し（業務実績調査書の【実績1】に係るもののみ）
 - オ 法人の直近の2事業年度決算書
- ④ 提出部数 各1部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）による
(持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)
- ⑥ 参加資格の確認
3に定める参加資格に該当するか確認を行い、令和8年1月6日（火）までに確認結果を電子メールにて通知するものとする。文書による結果通知も後日郵送する。それに併せ、参加資格要件を有する者には、企画提案書等の提出を要請する。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年1月13日（火）午後5時 必着
- ② 提出先 河北町教育委員会 学校教育課 教育総務係
- ③ 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第4-1号～4-7号）
 - ※ 提案内容は別紙「評価基準表」の評価項目及び評価の観点に即して記載すること。
 - ※ 用紙規格はA4判（JIS規格）とする。なお、縦型、横書きとし、ページ番号を付けるとともにホチキス等で綴じること。

- ※ 用紙の使用枚数は自由とする。また、文書補完のために、写真、イラスト等を用いることも可とし、カラー印刷も可とする。
- ※ 企画提案は、1者につき1つ限りとする。
- イ 参考見積書（様式第5号）
 - ※ 見積額は、債務負担行為額以下とし、消費税及び地方消費税を含むこと。また、詳細な積算内訳（任意の様式）を添付すること。
- ④ 提出部数 正本各1部、副本各7部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）による
 - （持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- ⑦ 留意事項
 - ア 正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる商号・名称及びそれらの分かるブランド名やロゴマーク等は一切表示させないこと。
 - イ 提出期限後の修正、追加、差替え及び再提出は認めない。
- ⑧ 企画提案書等の取扱い
 - 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、河北町情報公開条例（平成11年条例第1号）の規定に基づき、提出書類を開示することがある。

6 企画提案書の説明について

本プロポーザルでは、プレゼンテーションによる企画提案書の説明は実施しない。

7 企画提案に対する質問について

- (1) 審査委員から提案業者への企画提案に対する質問
 - ① 質問方法
 - 「プロポーザル企画提案書等に対する質問書」により提案業者へ電子メールに添付して送付する。
 - ② 質問書の送付日 令和8年1月19日（月）
- (2) 提案業者による質問への回答
 - ① 回答期限 令和8年1月22日（木）午後3時まで
 - ② 回答先 河北町教育委員会 学校教育課 教育総務係
 - E-mail : kyoiku@town.yamagata-kahoku.lg.jp
 - ③ 回答書類 企画提案質問に対する回答書（様式第6号）
 - ④ 回答方法 電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信の際は件名に「ALTプロポ企画提案質問に対する回答（事業者名）」と記載し、電子メール送信後は必ず確認の電話連絡を行うこと。

8 審査・選定方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を厳正かつ公正に決定するため、河北町外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、選定する。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査においては、審査委員に対し提案業者の商号・名称及びそれらが分かるブランド名やロゴマーク等は一切公開せず、匿名での評価を行う。

(3) 審査方法及び評価基準

書類審査とし、審査会において別紙「評価基準表」に基づき評価を行う。また、審査は非公開とする。

(4) 選定方法

- ① 企画評価点及び価格評価点の合計点数が最も高い提案者を最優秀者、二番目に高い者を優秀者（次点者）とする。
- ② 最高得点を得た提案者が複数存在する場合は、別紙「評価基準表」の「エ 河北町におけるALTの運用」の合計得点が高い提案者を選定し、同審査項目の得点が同点の場合は、同表「ア 業務実施方針」の合計得点が高い提案者を選定する。

(5) 審査結果の通知

最優秀者を決定したときは、令和8年1月27日（火）までに全ての企画提案者に対し、電子メールにて結果を通知するものとする。文書による結果通知も後日郵送する。

(6) 審査結果の公表

最優秀者を決定したときは、最優秀者名及び優秀者名（次点者名）を河北町公式ホームページ上に結果を掲載するものとする。

9 業務委託契約

(1) 契約締結交渉

町は上記により選定された最優秀者を委託予定者として本業務に係る随意契約（1者入札）の相手方とし、契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、優秀者（次点者）と契約交渉を行う。

10 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、記入上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 1 その他

- (1) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。ただし、甲が提案の報告等のために必要な場合は、提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者（応募者）の負担とする。
- (6) 令和8年度の業務開始までの準備にかかった経費は、すべて受託者の負担とする。
- (7) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- (8) 参加表明書を提出した者は、契約の相手方として決定されるまではいつでも参加を辞退することができる。
- (9) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）にて届け出ること。
- (10) 業務委託の仕様については、最優秀者との協議により変更することがある。
- (11) やむを得ない事情により日程等の変更が生じる場合には、別途通知する。
- (12) 本要領に規定されていない事態が発生した場合は、審査会と事務局が協議して決定する。
- (13) 契約締結後であっても、本業務において契約締結事業者が談合その他の不正行為に関わった事実が発覚した場合、又は契約締結者の役員等が贈賄等で逮捕される等社会的影響が大きいと甲が判断した場合は、契約を解除する場合がある。

1 2 事務局（提出・問合せ先）

河北町教育委員会 学校教育課 教育総務係

所在地 〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地戊81番地

電話 0237-71-1136（直通）

FAX 0237-72-7333

E-mail kyoiku@town.yamagata-kahoku.lg.jp

評価基準表

別 紙

【企画評価点】※審査委員 1人当たり 70 点、計 420 点満点（審査会審査、審査員 6 名）

評価項目	評価の観点	配点
(1) 業務実施方針 (様式第 4-2 号)	① 会社の外国語教育に対する理念及び ALT 派遣業務への取組方針等が本業務の目的達成に適しているか。	5
	② 会社の組織体制及び ALT 担当部門の運営体制が整っており、適切に機能することが期待できるか。	5
	③ ALT の採用基準及び採用方法等は適切であり、ALT の安定的な人員確保体制が整っているか。	5
(2) 業務実績 (様式第 4-3 号)	① 同種・類似業務の実績があり、確実な業務遂行が見込めるか。	10
(3) 英語教育に関する研究 (様式第 4-4 号)	① 学習指導要領（外国語・外国語活動）を把握し、外国語教育に関する研究体制が整っているか。	5
	② 教員向けの授業に役立つ情報や研修に役立つ情報等の提供が可能か。	5
(4) 河北町における ALT の運用 (様式第 4-5 号)	① 河北町における ALT の適切な採用は見込めるか。	5
	② 河北町における ALT の住居・交通手段等の適切な確保は見込めるか。	5
	③ 河北町における ALT の適切な研修の実施は見込めるか。	5
	④ 河北町における ALT の勤務状況の把握、評価、サポートのための管理体制の構築が見込めるか。	5
	⑤ 河北町において ALT に緊急事態が発生した時に、連絡窓口が明確であり、担当コーディネーターの配置等により迅速に対応できる体制の構築が見込めるか	5
(5) 独自提案 (様式第 4-6 号)	① 授業内外での ALT の活用やレッスンプラン等の提案が効果的であるか。	5
(6) 法令遵守等 (様式第 4-7 号)	① 個人情報保護に関する取組方針やマニュアル等が整備されており、法令遵守のための取組の内容等が具体的に示されているか。	5

委員の欠席があった場合においては、企画評価点を 420 点満点とするため、以下の計算式により計算する（1 の位までを有効とし、端数のある場合は小数点第 1 位で四捨五入を行う）。

【計算式】企画評価点 = 評価点の合計点 × (審査委員定数 / 出席した審査委員数)

【価格評価点】※ 30 点満点（事務局審査）

評価項目	計算式	配点
価格	(提案者中の最低見積価格 / 当該提案者の見積価格) × 30 ※小数点第 1 位で四捨五入	30